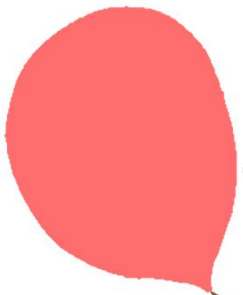


新ひだか町



こどもまんなか計画



第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置付けなど.....	2
3. 計画期間.....	3
4. 計画策定の体制.....	3
第2章 こどもや子育て家庭の現状と課題	5
1. こどもや子育てを取り巻く環境.....	5
①人口と総世帯の状況.....	5
②児童数の状況.....	6
③世帯類型の変化.....	7
④女性の就業状況.....	8
⑤合計特殊出生率の状況.....	9
⑥婚姻率の状況.....	10
⑦離婚率の状況.....	11
⑧女性の有配偶率の状況.....	12
2. アンケートの結果からみられる現状.....	13
3. こどもや子育ての課題.....	17
第3章 計画の基本事項	19
1. 基本理念.....	19
2. 基本的な方針.....	19
3. 基本目標.....	20
4. 取り組み施策の体系.....	22
第4章 施策の展開	24
基本目標1 こどもの権利を尊重する環境づくり.....	24
基本目標2 こどもの成長に寄り添う切れ目のない支援の実現.....	27
基本目標3 安心してこどもを生き育てられる環境の充実.....	31
基本目標4 こどもと家族を地域全体で支える環境づくり（こどもまんなか社会）.....	35
基本目標5 配慮を必要とするこどもの成長を支える支援体制の充実.....	38
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	39
第6章 計画の推進	40
1. 計画の推進体制.....	40
2. 計画の進捗管理.....	40

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本町ではこれまで、国や北海道の動向を踏まえながら「第二期新ひだか町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、「質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供によるこどもの健やかな成長保持」を基本理念と基本的な視点として、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

国においては令和5年4月にこども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されたほか、同年12月にはすべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども大綱が策定されました。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、すべての子育てが家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年度から本格的に実施されることとなります。

社会環境の変容や国の制度改正及び本町の現状を踏まえ、新たに「新ひだか町こどもまんなか計画（以下「本計画」という。）」を策定し、切れ目のない包括的なこども施策の充実を進めていくとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。

<こどもまんなか社会に向けた国の動き>

近年は全国的に、人口減少や少子高齢化の進行が止まらず、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いている現状を踏まえ、国では、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な動きがあります。こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」の策定までの流れについて、以下のとおり整理しています。

▶子供の貧困対策に関する大綱（第2次）閣議決定～令和元年（2019年）11月～

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱
- ・「現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築」を目指すことを定めている。

▶少子化社会対策大綱（第4次）閣議決定～令和2年（2020年）5月

- ・少子化社会対策基本法に基づく大綱
- ・「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくることを基本的な目標とする。

▶こども基本法が成立 ～令和4年（2022年）6月 ※施行は令和5年4月

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。

全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。そのなかで、市町村はこども計画を作成することが努力義務されているとともに、こども施策の策定・実施・評価に、こども・こどもを養育するもの等の意見を反映させるための必要な措置を講じることが示されています。

▶こども家庭庁発足～令和5年（2023年）4月

「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁を発足しています。

▶こども大綱の閣議決定～令和5年（2023年）12月

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱で、「全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。そのための基本的な方針として、次の6つを掲げています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き対話しながらともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って結婚・子育てに関する希望を実現する。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

▶こどもまんなか実行計画をこども推進会議で決定～令和6年（2024年）5月

こども基本法に基づくこども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランです。

こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策等を提示しています。

2. 計画の位置付けなど

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

(2) 計画の位置付け

本計画は、¹こども大綱及び北海道こども計画を勘案した、本町におけるこども若者施策を総合的に推進するための計画です。また、以下の4つの計画を含みます。

- ①子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」
- ④次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」

(3) 他の計画との関係

本計画は、「新ひだか町総合計画」、「新ひだか町保健計画」、「新ひだか町障がい者基本計画」、「新ひだか町重層的支援体制整備事業実施計画」等の関連計画との整合を図るものとします。

3. 計画期間

こども基本法においては市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化やこどもや子育て家庭を取り巻く状況の変化などに合わせて、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	<p style="text-align: center;">新ひだか町こどもまんなか計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新ひだか町子ども・子育て支援事業計画 ・新ひだか町子ども・若者計画 ・新ひだか町子どもの貧困解消推進計画 ・新ひだか町次世代育成支援推進行動計画 				

4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、こども若者や子育てをめぐる状況を踏まえ、多様な視点からの意向を幅広く反映した計画とすることを基本的な考えとし、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) アンケート調査の実施

¹ こども大綱…こども施策を総合的・計画的に推進するため、国が定める基本的な方針を示したものです。こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を第一に考える「こどもまんなか」の理念のもと、施策の方向性や推進体制を明らかにし、関係省庁、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組むための指針となります。

子育て中の保護者の現状・意向の把握など

教育・保育サービスなどの子育て支援サービスの利用状況やニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、令和6年度に0歳から12歳までのこどもがいる家庭の保護者を対象に、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 審議

本計画の内容検討にあたっては、「新ひだか町子ども子育て会議」において審議を行いました。

(3) パブリックコメント

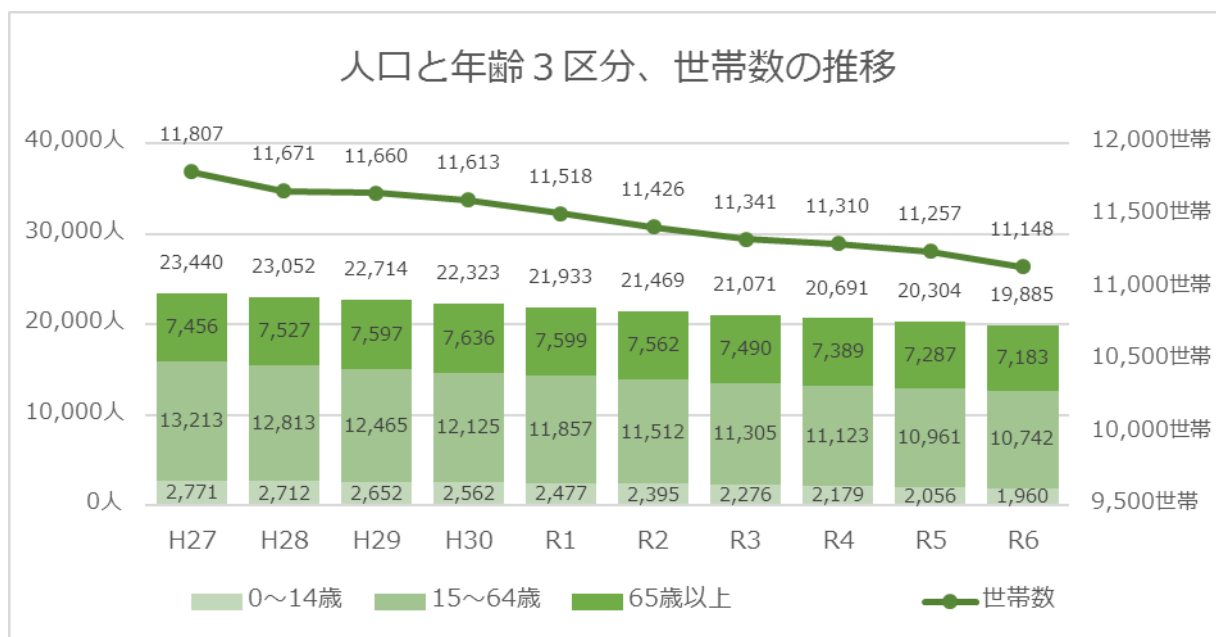
町民皆さまの意見を本計画に反映させるため、町のホームページ等で計画案を公表し、令和8年2月20日～3月6日の期間においてパブリックコメントを実施いたしました。

第2章 こどもや子育て家庭の現状と課題

1. こどもや子育てを取り巻く環境

①人口と総世帯の状況

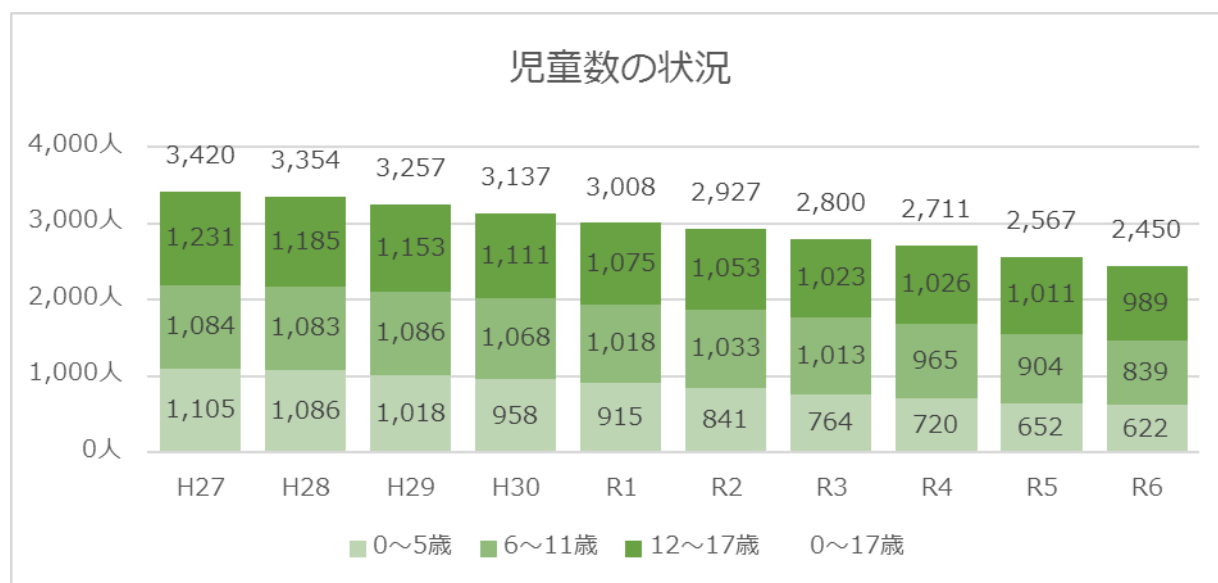
本町の総人口は、平成27年度の23,440人から令和6年度には19,885人へと減少しており、長期的な人口減少が継続しています。特に生産年齢人口（15～64歳）の減少幅が大きく、人口構造の縮小と高齢化が同時に進行している状況であり、世帯数は緩やかな減少にとどまっているが、単身世帯の増加がみられ、世帯規模の縮小や家族形態の変化が進んでいます。



資料：住民基本台帳より（各年3月31日現在）

②児童数の状況

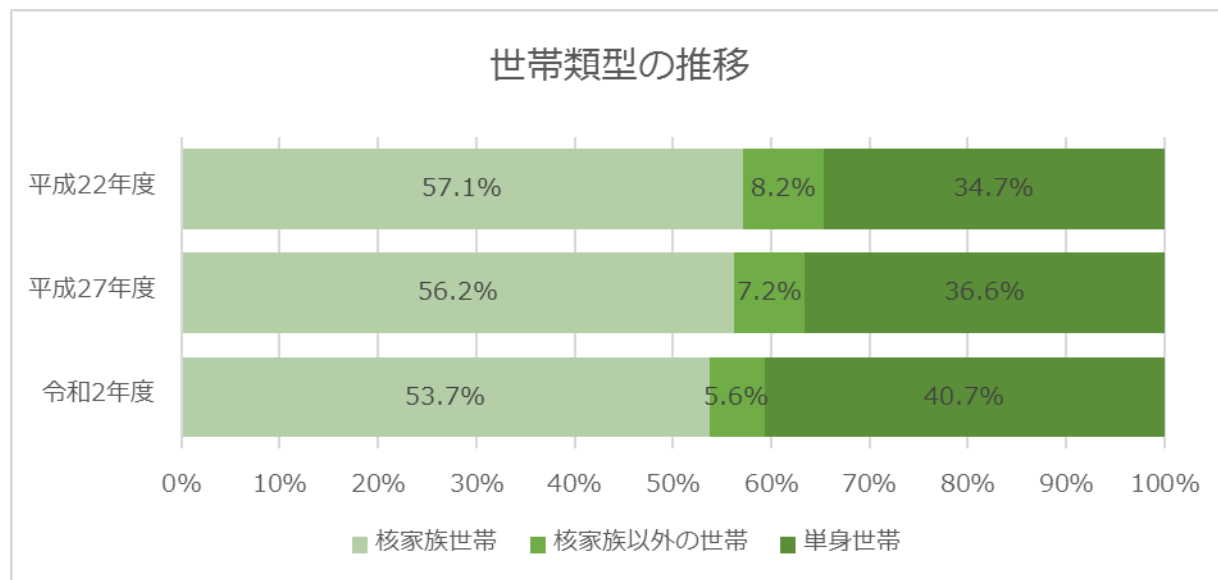
0～17歳の児童数は年々減少しており、特に0～5歳の乳幼児人口の減少が顕著であり、出生数の減少と連動して、将来的な保育所や学校規模の縮小が見込まれます。



資料：住民基本台帳より（各年3月31日現在）

③世帯類型の変化

²核家族世帯は平成 22 年度から令和 2 年度にかけて減少し、核家族以外の世帯も同様に減少しています。一方で単身世帯は増加しており、家族形態の多様化と単身化が進行しています。



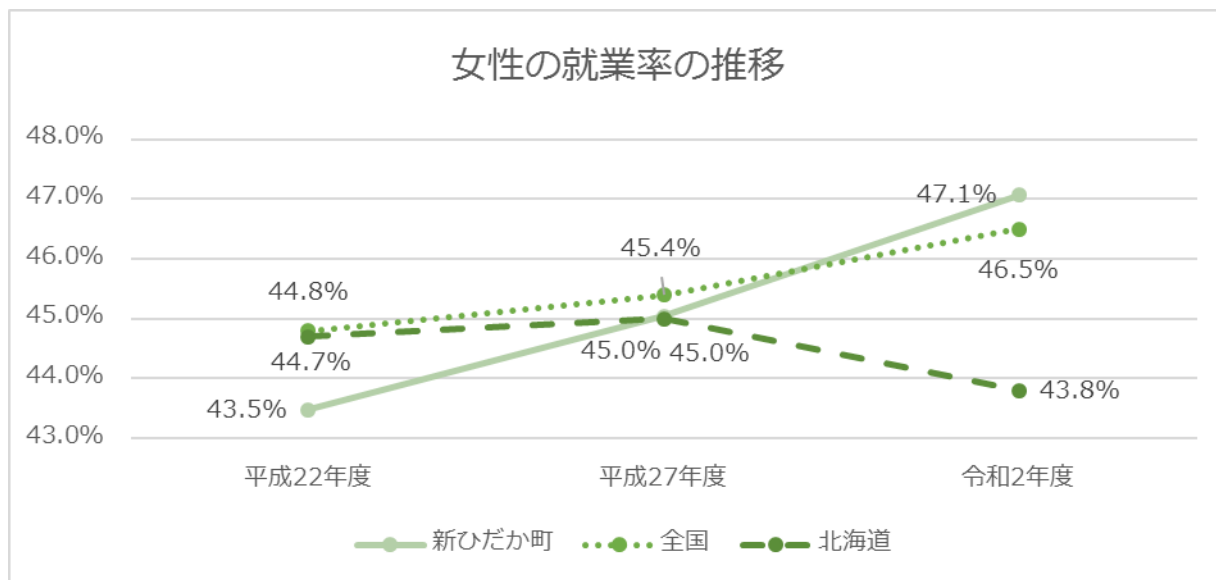
資料：国勢調査より

² 核家族…家族の形態のひとつで、「夫婦のみ」、「夫婦＋未婚の子ども」のように、親（祖父母など）と同居しない家族のことです。

④女性の就業状況

女性の就業率は、平成22年度の43.5%から令和2年度には47.1%へと微増しています。令和2年度には全国平均より高い水準を記録しており、本町における女性の労働参加は比較的高い数値となっています。

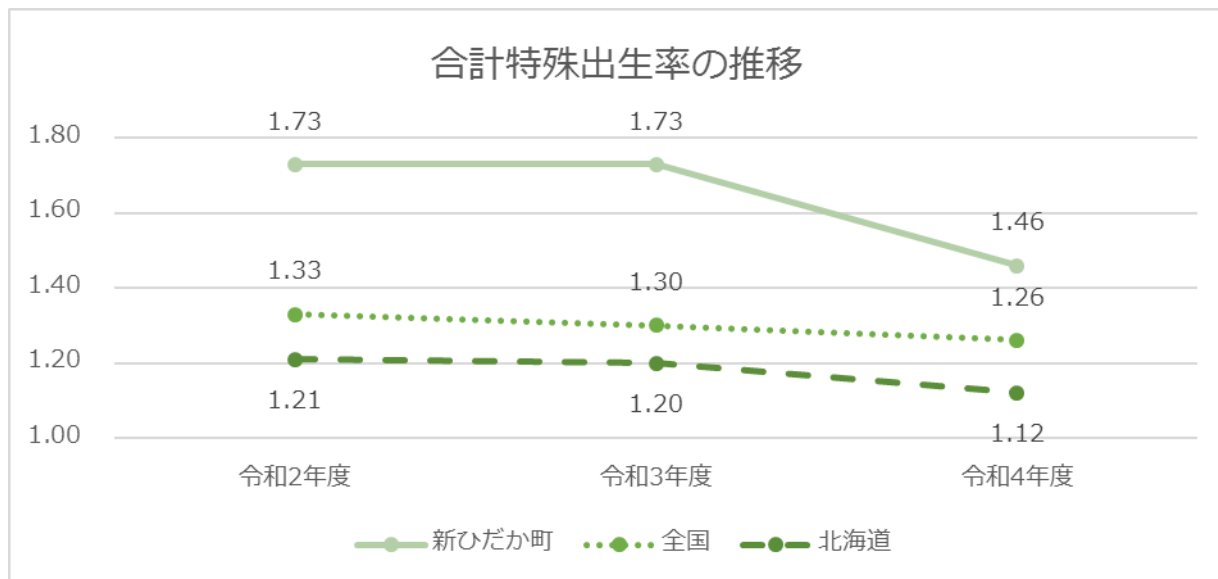
一方で、子育て期にあたる年代の就業継続には課題がある可能性が示唆されています。



資料：国勢調査より

⑤合計特殊出生率³の状況

本町の合計特殊出生率は、令和2・3年度には1.73と全国・北海道を上回る水準で推移していますが、令和4年度には1.46へと低下しており、出生率の変動が大きくなっています。なお、出生率が比較的高い年度があるものの、出生数自体は減少しており、人口減少の抑制には至っていません。

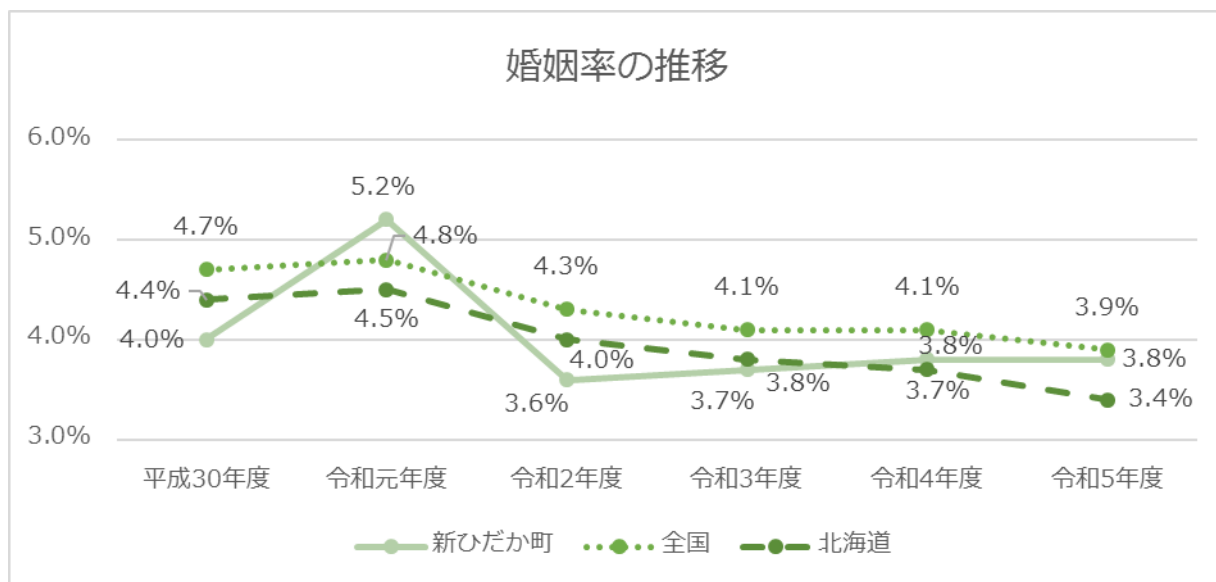


資料：人口動態調査、日高地域保健情報年報、地域保健情報年報より

³ 合計特殊出生率…1人の女性が一生のうちに産むと想定されるこどもの平均人数を表す指標です。

⑥婚姻率の状況

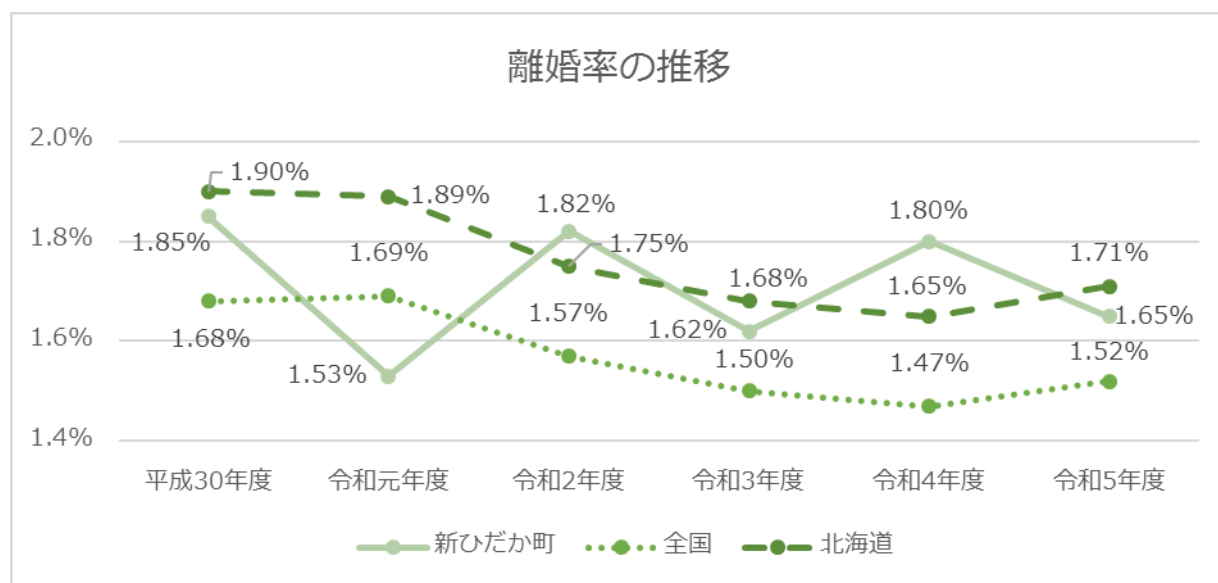
婚姻率は全国・北海道と同様に減少傾向にあり、令和5年度には3.8%と低い水準で推移しています。婚姻数の減少は出生数の減少に直結するため、若年層の結婚行動の変化が影響していると考えられます。



資料：北海道保健統計年報 1 人口動態より

⑦離婚率の状況

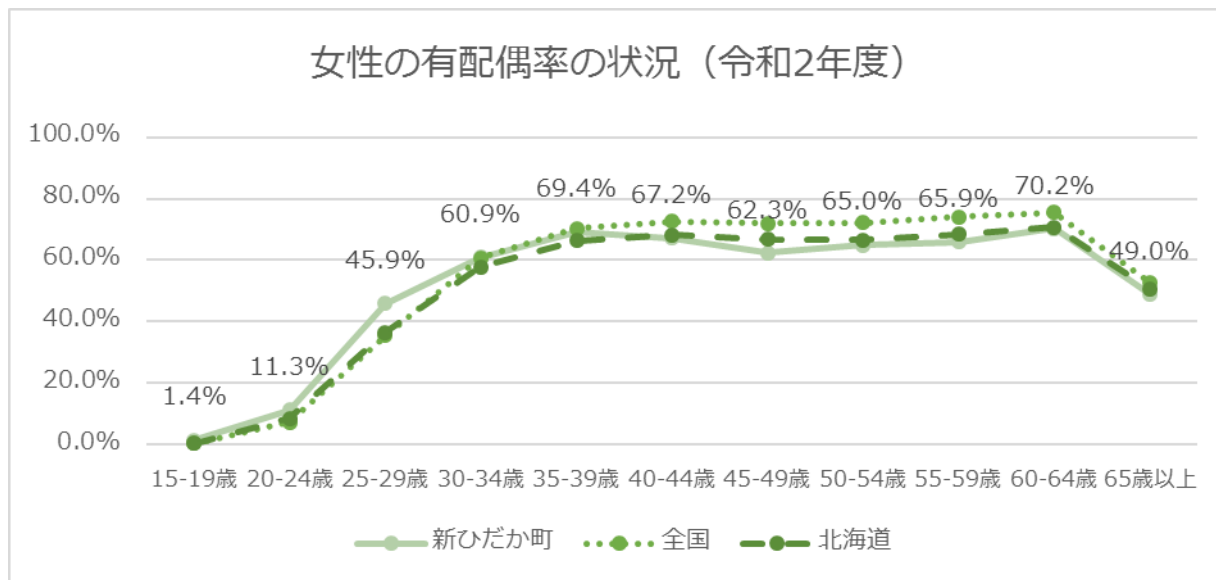
離婚率は全国と比較して高い年度もあり、家庭の安定性に課題がある可能性が示されます。離婚率の高さは、ひとり親世帯の増加や子育て環境の変化につながります。



資料：北海道保健統計年報 1人口動態より

⑧女性の有配偶率の状況

20～29歳の若年層では全国より高い有配偶率となっており、比較的若い年齢で結婚する傾向がみられます。一方で40代以降は全国より低い年代もあり、ライフステージによる結婚状況の差が大きくなっています。



資料：国勢調査より

2. アンケート結果からみられる状況

本町では、子ども・子育て支援に関する町民のニーズや課題を把握し、今後の施策に反映することを目的として、0歳から12歳（平成24年4月2日から令和6年7月1日生まれ）までのこどもがいる家庭の保護者を対象に、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

調査結果からは、以下のような傾向や課題が明らかとなりました。

【アンケート実施概要】

■実施期間：令和6年8月26日～令和6年9月14日

■配布・回収方法：WEB回答（Google フォーム）

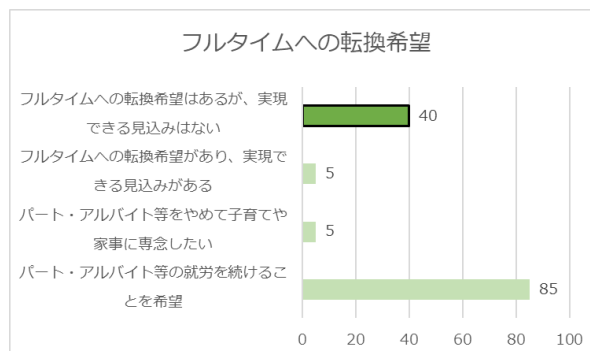
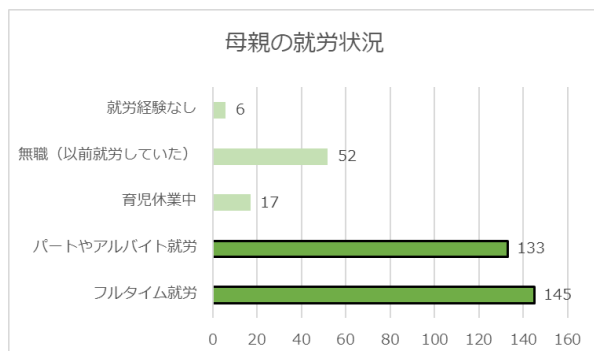
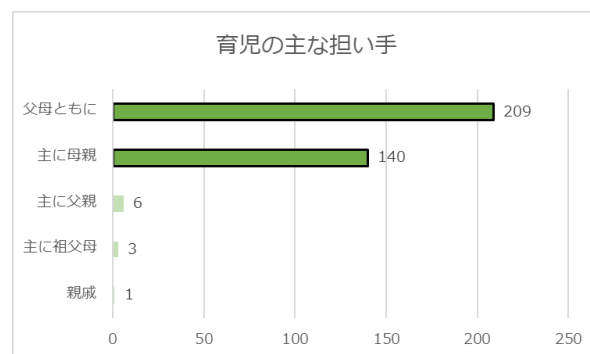
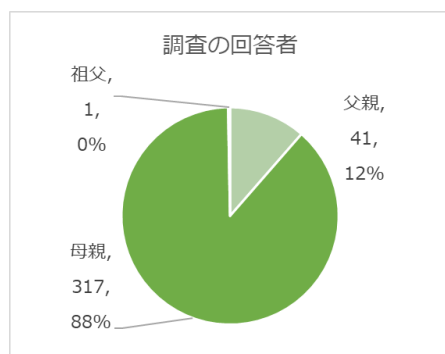
■回答数／回収率：

調査種別	対象児童数	世帯数	回答数	回答率
就学前児童	689人	522世帯	148世帯	28.4%
小学生(児童クラブ利用者)	911人	685世帯	282世帯	41.2%
計	1,600人	1,207世帯	430世帯	35.6%

(1) 母親の育児・就労負担の集中と就労ニーズの多様化

回答者の約9割が母親であり、育児の主な担い手は「父母ともに」209世帯、「主に母親」140世帯、「主に父親」6人世帯と、多くの世帯で母親の育児参加がみられています。

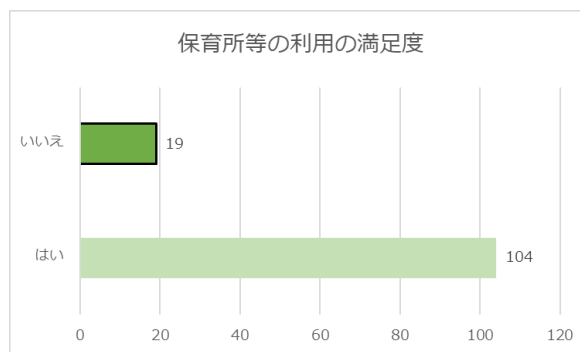
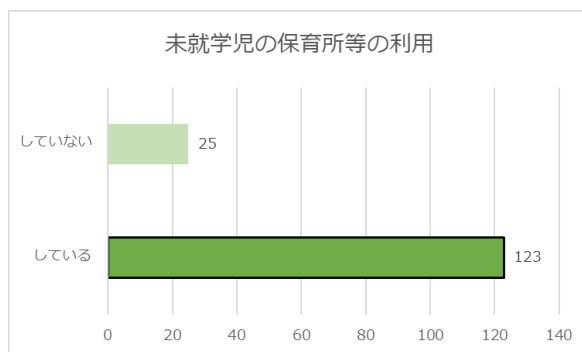
なお、母親の就労状況では、約8割の母親が就労していますが、「フルタイムへの転換を希望するが、実現は困難」とする世帯が40世帯あり、就労と子育ての両立に対する課題意識が高く、柔軟な働き方や支援体制の整備、経済的支援などが求められています。



(2) 保育・教育サービスの利用と満足度

保育所や認定子ども園を利用している世帯は123世帯で、そのうち「利用に満足している」と回答したのは104世帯でした。一方、「不満」と回答した19世帯のうち、18世帯が「週5日から6日の利用を希望する」と回答しており、保育時間の延長や休日保育へのニーズがうかがえます。

利用実態としては、週5日・1日8時間の利用が多く、一定の満足度は得られているものの、さらなる柔軟な対応が求められています。

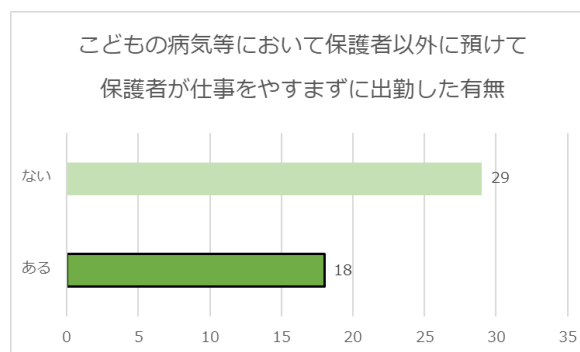
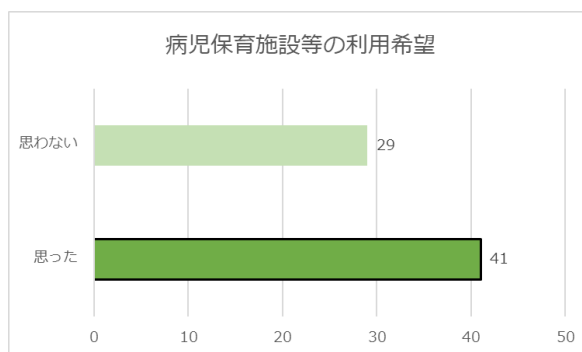
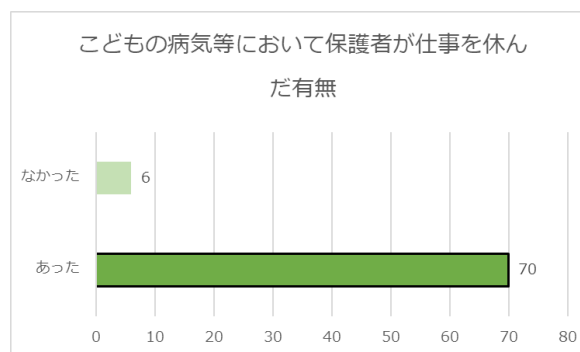
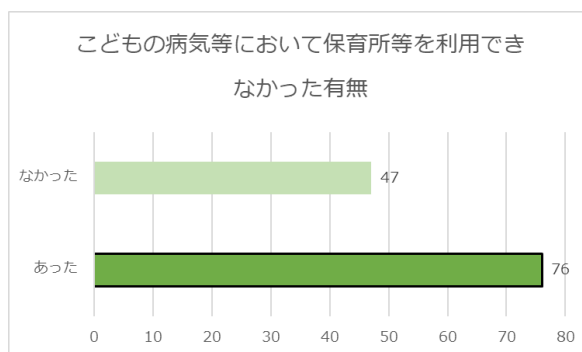


(3) 病児・病後児保育へのニーズ

子どもの病気やケガにより保育施設を利用できなかった世帯は76世帯で、そのうち70世帯が「保護者が休んだ」と回答しました。

また、「できれば病児・病後児保育を利用したい」と回答したのは41世帯であり、保護者以外の親族や知人に看てもらい「仕事を休まずに出勤した」世帯は18世帯でした。

「本来は保護者が休んで看たい」とする世帯も15世帯あり、病児保育の整備に加え、地域全体で子どもを支える体制づくりが必要であることが示唆されました。



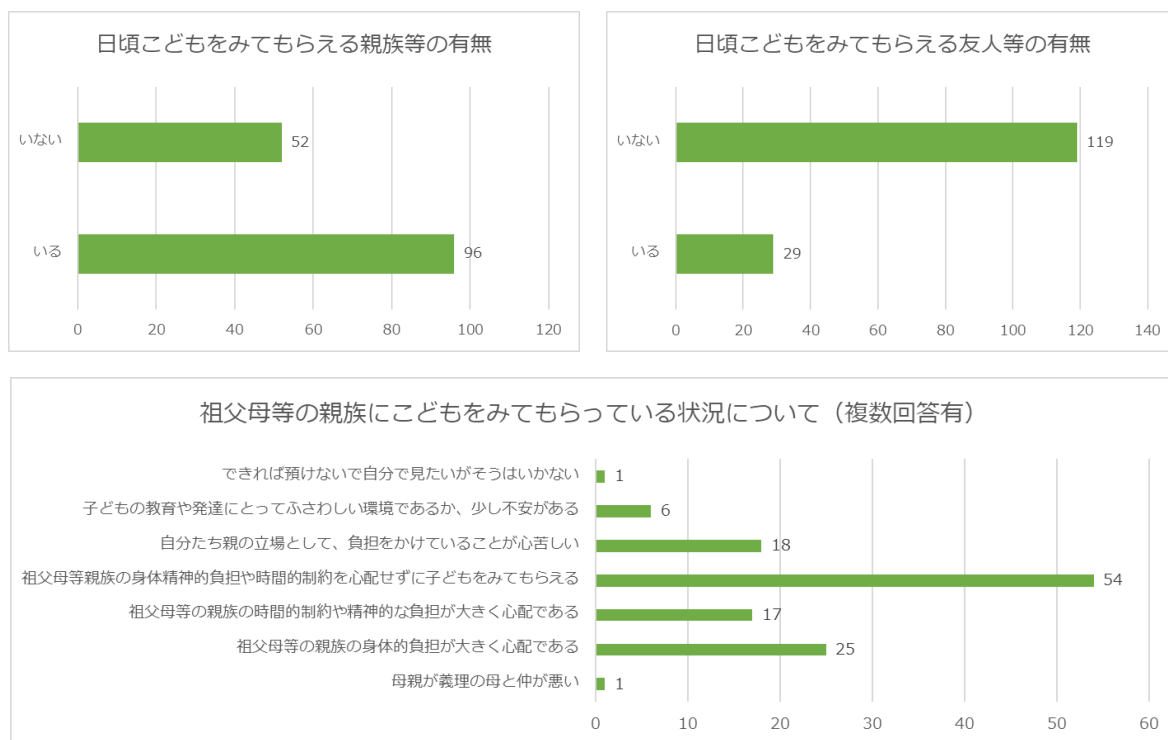
(4) 祖父母・友人等のサポート状況

日常的に子どもをみてもらえる祖父母等の親族が「いる」と回答したのは96世帯、「いない」と回答したのは52世帯でした。

また、友人・知人に預けられると回答したのは29世帯で、「いない」とする世帯は119世帯でした。

祖父母等に預ける際、「負担をかけていることが心苦しい」とする世帯が18世帯、「身体的・時間的・精神的な負担が心配」とする世帯が合わせて42世帯ありました。

このことから、家族や親族への依存に限らず、地域全体で支える仕組みの必要性が浮き彫りとなっています。

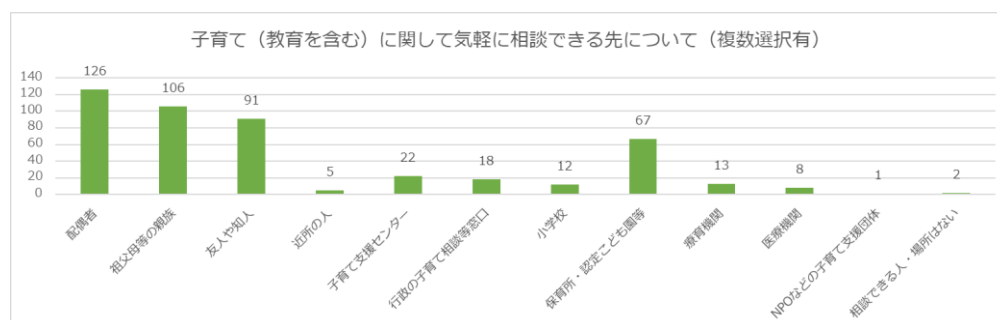


(5) 相談先の有無と支援機関の認知

子育てに関する相談先としては、配偶者（126世帯）、祖父母等の親族（106世帯）、友人・知人（91世帯）が多くあげられました。

一方で、子育て支援センター（22世帯）、行政の子育て相談窓口（18世帯）、保育所・幼稚園・認定子ども園（67世帯）などの行政機関や施設も一定数活用されていました。

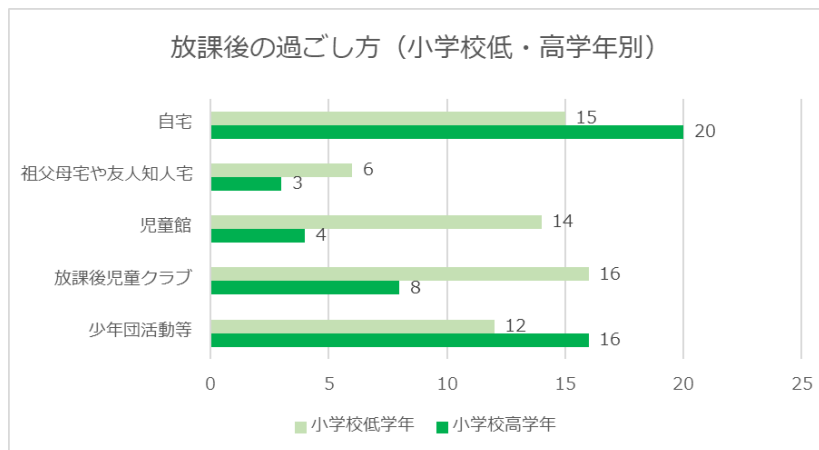
「相談できる人・場所がない」と回答した世帯も2世帯あり、支援機関のさらなる周知とアクセス向上が求められます。



(6) 放課後の居場所と活動ニーズ

小学校低学年の放課後の過ごし方として、「自宅」(15世帯)、「放課後児童クラブ」(16世帯)、「児童館」(14世帯)、「少年団活動や習い事」(12世帯)などがあげられました。

高学年になると、「自宅」(20世帯)、「少年団活動や習い事」(16世帯)への希望が増加し、「放課後児童クラブ」(8世帯)、「児童館」(4世帯)と減少し、年齢に応じた多様な居場所の整備が求められています。

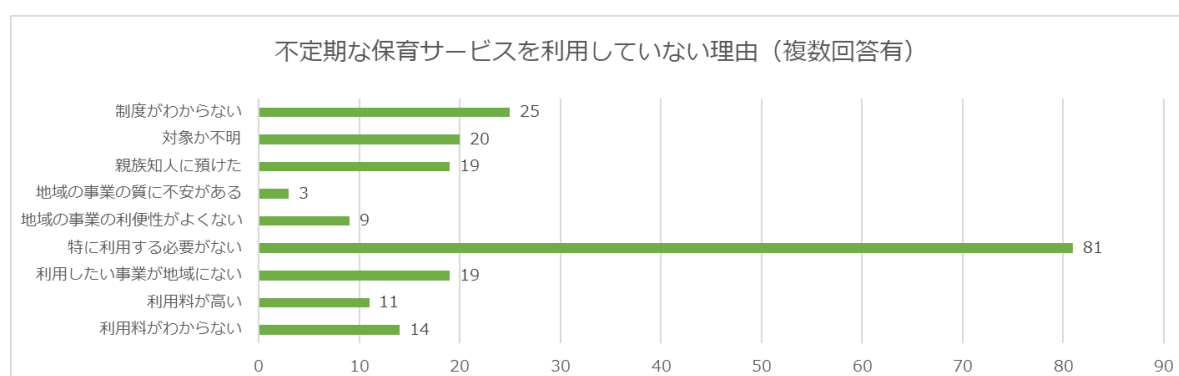
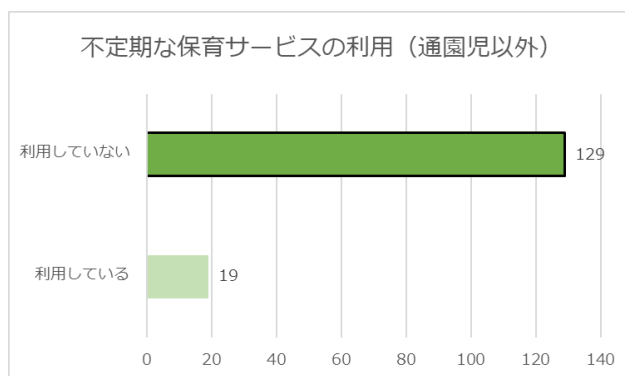


(7) 保育サービス未利用の理由と課題

不定期に保育サービスを利用している世帯は19世帯にとどまり、129世帯が「利用していない」と回答しました。

その理由としては、「必要がない」(81世帯)、「制度がわからない」(24世帯)、「対象が不明」(20世帯)、「利用料が高い・不明」(25世帯)などがあげられました。

また、「私用で預けることに対する遠慮」や「預けられる場所があるのか不安」といった声もあり、制度の見える化と心理的ハードルの軽減が必要です。



3. こどもや子育ての課題

本町では、これまで「新ひだか町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育・教育環境の整備や子育て支援体制の充実に取り組み、保育所や認定こども園の適正確保、子育て支援センターの運営、放課後児童クラブの拡充など、子育て家庭の多様なニーズに対応する施策を進めてきました。しかしながら、町民アンケートの結果や地域の実情を踏まえると、子育て家庭が抱える課題は依然として多く、今後の少子化や人口減少の進行を見据えた持続可能な支援体制の構築が求められています。以下に、現時点での主な課題を整理します。

●子育てと就労の両立支援の強化

母親の就労率は高い水準にある一方で、育児と仕事の両立に対する負担感が大きく、特にフルタイム就労への転換を希望しながらも実現が難しいと感じている世帯が一定数見られました。柔軟な働き方の推進とともに、保育サービスの時間的・内容的な充実や経済的な支援が求められています。

●保育・教育サービスの柔軟性と多様性の確保

保育所や認定こども園の利用に対する満足度は高いものの、保育時間の延長や休日・長期休暇中の保育へのニーズが顕在化しています。家庭の就労状況やライフスタイルに応じた柔軟な保育サービスの提供が必要です。

●病児・病後児保育や緊急時対応の体制整備

こどもの急な体調不良やケガにより、保護者が仕事を休まざるを得ない状況が多く見られました。病児・病後児保育の整備や、地域でこどもを支える仕組みの構築が求められています。

●家族・地域による支援の限界と地域のつながりの希薄化

祖父母や親族による支援に頼る家庭が多い一方で、身体的・精神的な負担を心配する声も多く、支援の限界が見られます。また、友人・知人など地域のつながりが希薄化しており、地域ぐるみで子育てを支える体制の再構築が必要です。

●相談体制の強化と情報の見える化

子育てに関する相談先としては身近な家族が中心であり、行政の相談窓口や支援機関の活用は限定的でした。相談先がないとする世帯も存在しており、支援制度の周知や相談体制の強化、情報の見える化が必要です。

●放課後の居場所や活動機会の充実

放課後の過ごし方については、年齢に応じてニーズが変化しており、特に高学年では自

宅での過ごし方や習い事・スポーツ活動への関心が高まっています。安心して過ごせる居場所や多様な体験の機会を提供することが重要です。

●保育サービス未利用世帯への支援と心理的ハードルの軽減

保育サービスを利用していない世帯の中には、「制度や対象であるかがわからない」「私用に預けることに遠慮がある」といった理由が見られます。制度のわかりやすさや利用しやすさを高め、保護者が安心して支援を受けられる環境づくりが必要です。

これらの課題に対応するためには、子育て家庭の実情に寄り添いながら、地域全体で子どもと家庭を支える仕組みを再構築し、誰もが安心して子育てできるまちづくりを進めていくことが求められます。

第3章 計画の基本事項

1. 基本理念

新ひだか町では、「こどもを社会のまんやかに」を掲げ、町の将来を担うこどもたちが安心できる環境で育っていくことが大切であると考えています。

また、こども基本法では、「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指しており、新ひだか町においても、町の将来を担うこどもたちが、自ら未来を切り拓き、将来にわたってこの地域で幸福感と安心感をもって生活を送ることができるよう、こどもや子育て家庭へ必要な支援を提供する必要があります。

そのため、本計画では、こども基本法の趣旨や理念と新ひだか町が目指す地域づくりを踏まえ、「こどもをまんやかに、地域全体で未来を育み、すべてのこどもが自分らしく生きていけるまち」を基本理念とします。

その実現のため、行政をはじめ、家庭、地域、そしてこどもたち自身もそれぞれの役割を果たしながら連携・協力を図り、地域一体となってこどもを支え合う仕組みを築いていく計画とします。

2. 基本的な方針

こども基本法第10条第2項では、「市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めること」とされています。

さらに、こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる社会である「こどもまんやか社会」の実現を目指し、全てのこども・若者とその家庭への支援を総合的に推進しています。

新ひだか町では、本計画の策定及びこども・若者への施策の推進にあたり、第2章で明らかになった新ひだか町の現状と課題を踏まえるとともに、こども大綱に基づく基本的な方針を根幹として施策を推進します。

【こども大綱基本方針】

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. 基本目標

基本理念である「こどもをまんやかに、地域全体で未来を育み、すべてのこどもが自分らしく生きていけるまち」を実現するために、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 こどもの権利を尊重する環境づくり

こどもは心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

多様な人格を持つ個として尊重し、その権利を保障し、こども達の今とこれからのための最善の利益を図ります。

あらゆる場面において、こどもの権利を保障するとともにその意見を発達の程度に応じ、安全に安心して意見を述べることを保障するとともに、意見を述べる機会をつくり、地域参画につながる環境づくりに取り組みます。

また、成育環境等によって差別的扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等からこどもを守るとともに、その生きる力を育む教育環境の充実を図ります。

基本目標2 こどもの成長に寄り添う切れ目のない支援の実現

乳幼児期から学齢期、青年期までのこどもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりのこどもや子育てをする保護者の幸せにつながるだけでなく、新ひだか町の将来の担い手を育成するという未来への大切な投資となります。

こどもの心身の育ちや状況にあわせた多様な関わりの中で、必要となる支援が切れることがないよう、真摯に寄り添った教育・保育環境と多様な活動・体験機会の提供を進めます。

基本目標3 安心してこどもを生み育てられる環境の充実

家庭はこどもが健やかに育つ根幹であり、子育てをする中で生じる不安や負担感を持つ家庭に対する支援の充実を進めるため、こどもと保護者の健康づくり、子育て施策の充実、経済的支援等など、子育て家庭に対する支援を推進します。

また、子育てをする保護者が孤立することがないよう、産前・産後の支援を強化し、妊娠前から妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援の場やその仕組み等の環境づくりを充実させます。

基本目標4 こどもと家族を地域全体で支える環境づくり（こどもまんやか社会）

核家族化や地域内でのつながりの希薄化が進むことで、こどもや子育て家庭が地域から孤立することがないよう、こどもの育ちを保護者だけに任せるのではなく、関係機関が協力しながら地域全体で支えていく必要があります。

こどもや子育て家庭が、安心して生活できるための適切な支援を受けられるよう、交流の機会や気軽に相談できる窓口を充実させることに努めるなど、地域が一体となってこどもと子育て家庭を支える体制を推進します。

基本目標5 配慮を必要とするこどもの成長を支える支援体制づくり

こどもや子育て家庭を取り巻く状況は多様化しており、配慮を必要とするこどもや子育て家庭は増えています。

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、全てのこどもの権利が尊重され、健やかに成長していけるよう、関係機関と連携を取りながら、配慮を必要とするこどもや子育て家庭が抱える様々な課題を早期に発見し、必要な支援を行うことで、こどもが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

4. 取り組み施策の体系

「こどもをまんやかに、地域全体で未来を育み、すべてのこどもが自分らしく生きていけるまち」を目指して

基本目標	主要施策
基本目標1 こどもの権利を尊重する環境づくり	主要施策（1）こどもの権利を保障する社会形成 ▶具体的施策 ①こどもの権利の普及啓発 主要施策（2）こども・若者の意見表明と参加・参画 ▶具体的施策 ①こども・若者の意見聴取の場の設定と施策反映 主要施策（3）虐待等の防止 ▶具体的施策 ①虐待の未然防止 ②早期発見・早期対応に向けた体制強化 ③相談支援体制の強化
基本目標2 こどもの成長に寄り添う切れ目のない支援の実現	主要施策（1）切れ目のない支援体制づくり ▶具体的施策 ①幼保小中高、関係機関による連携体制の確立 主要施策（2）幼児教育・保育環境の充実 ▶具体的施策 ①幼児教育・保育の充実 主要施策（3）こどもの生きる力を育む教育の充実 ▶具体的施策 ①教育の充実と体験教育の推進
基本目標3 安心してこどもを生き育てられる環境の充実	主要施策（1）こどもと親の健康を守る体制の充実 ▶具体的施策 ①健康診査・予防接種・健康相談・健康教育の充実 ②医療体制と情報提供の充実 主要施策（2）仕事と子育てが両立できる環境づくり ▶具体的施策 ①働き続けることができる環境の整備促進 主要施策（3）子育てに関する協力体制の充実 ▶具体的施策 ①保護者のリフレッシュや社会活動参加への支援 ②子育て相談体制の充実 ③公共施設における子育て支援環境の充実 主要施策（4）少子化対策と経済的支援 ▶具体的施策 ①こどもを育てるために必要な費用の支援の充実 ②安定した生活へ向けた支援
基本目標4 こどもと家族を地域全体	主要施策（1）こどもと子育て家庭を孤立させない支援の充実 ▶具体的施策

<p>で支える環境づくり（こどもまんなか社会）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①こどもにやさしい地域支援の提供 ②子育て家庭が安心できる環境の充実 <p>主要施策（2）居場所づくり</p> <p>▶具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の活動拠点の確保 <p>主要施策（3）こども・若者の未来につながる成長と自立の支援</p> <p>▶具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①若者に関する相談体制の充実 ②商工会等と連携した就労支援
<p>基本目標5 配慮を必要とするこどもの成長を支える支援体制づくり</p>	<p>主要施策（1）あらゆるこどもと子育て家庭が幸せに暮らすことができる支援の充実</p> <p>▶具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がいがあるこどもと家庭への支援の充実 ②ひとり親家庭への支援の充実 ③不登校や引きこもりへの支援強化 ④こどもの貧困対策 ⑤重層的支援体制の強化

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもの権利を尊重する環境づくり

こどもは心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのこどもについて、多様な人格を持つ個として尊重し、その権利を保障し、こども達の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

あらゆる場面において全てのこどもの権利を保障するとともにその意見を発達に応じて尊重し、安全に安心して意見を述べることを保障するとともに、意見を述べる機会をつくり、地域に参画につながる環境づくりに取り組みます。

また、成育環境等によって差別的扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等からこどもを守るとともに、その生きる力を育む教育環境の充実を図ります。

主要施策（1） こどもの権利を保障する社会形成

▷現状と課題

「児童の権利に関する条約」の普及はこれまでも「新ひだか町子ども・子育て支援事業計画」等を通じて目指してきたところですが、町民に十分浸透しているとは言えません。

「どんなこどもも差別されないこと」、「いじめや児童虐待等から守られる権利があること」、「一人の人間として尊重される権利があること」を、全ての町民が理解するとともに、互いの違いを認め、尊重し合い、こどもの権利の侵害を未然に防ぐため、行政のみならず町民が一体となって取り組むことができる環境を整えることが重要です。

▷目指す方向性

本計画においては、「こども・若者の権利と最善の利益を図る」ことを基本的な方針として掲げます。

いじめや児童虐待等の権利の侵害は未然防止に努めるとともに、万が一起きた場合には早期対応する体制を強化します。こどもの権利について、広報やホームページ・SNSを活用して普及啓発することや、学習機会の提供に取り組みます。

〔具体的施策〕

- ・こどもの権利の普及啓発

〔主な事業〕

- ・こどもの権利の理解を目的とした学習機会の提供、普及啓発（広報等）
- ・こども・若者に関する相談体制の充実

主要施策（2）こども・若者の意見表明と参加・参画

▷現状と課題

⁴こども基本法においては、こどもが意見を表明する機会を確保すること、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが求められています。

こどもの意見を表明する機会を設けるだけでなく、聴取した意見を施策の推進や運営にどのように反映させていくか、また意見を聞かせてくれたこども・若者にその結果をフィードバックしていくことが大切です。

意見は言語化されるものだけではなく、広く気持ちや考えを含みます。こどもの年齢や発達に応じて、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションなど様々な形で発する思いや願いを汲み取るための配慮について検討を進めます。

▷目指す方向性

あらゆる場面において、こども・若者の権利を保障し、こども・若者の意見を発達の程度に応じて尊重し、安全に安心して意見を述べることができることについて、町全体に広報やホームページ等で広く発信します。

また、こども・若者の意見が尊重されながら社会に参画できるようにするために、こども・若者が意見を表明できる機会や仕組みづくりを進めます。

〔具体的施策〕

- ・こども・若者の意見聴取の場の設定と施策反映

〔主な事業〕

- ・LINEを活用したこども・若者の意見聴取
- ・意見発表会・交換会の開催検討

⁴ こども基本法…こども基本法は、国や自治体が行う「こども施策」の基本理念や進め方を定めた、こども政策の“基本”となる法律です。こどもを「守る対象」だけでなく、権利の主体として位置づけ、社会全体で支えることを明確にしています。

主要施策（3）虐待等の防止

▷現状と課題

近年、児童虐待に関する相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、虐待は特定の家庭だけの問題ではなく、社会環境の変化、養育不安、孤立、経済的困難、保護者の心身の不調など複合的な要因により、誰にでも起こり得る課題となっています。

また、虐待の背景には、妊娠期からの支援不足、産後の孤立、発達特性や障がい、⁵ヤングケアラー、DV、貧困などが関連する場合も多く、こども本人への支援に加え、家庭全体への継続的支援が求められます。

本町においても、関係機関が連携しながら対応している一方で、次のような課題がみられます。

- ・ 早期の気づきが難しいケースがある
- ・ 支援が必要な家庭ほど相談機関や制度につながりにくい
- ・ 保護者支援（養育支援、精神面の支援、生活支援）の体制が十分でない

全てのこどもが「いじめや児童虐待等から守られる権利があること」、「一人の人間として尊重される権利があること」といったこどもの権利を保障するために、こどもや子育て家庭が抱える様々な課題や困難の早期発見・早期対応が求められます。

▷目指す方向性

虐待はこどもの生命・心身の発達に重大な影響を及ぼすものであり、「予防」、「早期発見」「迅速な対応」、「切れ目のない支援」を基本に、家庭が孤立しない地域づくりを進めます。

特に、妊娠期から乳幼児期は支援介入の効果が高いことから、令和6年度に設置したこども家庭センターを中心に虐待防止を関係機関と共に一体的に進め、リスクのある家庭を早期に把握し、支援につなぐ仕組みを強化します。

〔具体的施策〕

- ・ 虐待の未然防止
- ・ 早期発見・早期対応に向けた体制強化
- ・ 相談支援体制の強化

〔主な事業〕

- ・ こどもへの虐待予防教育の開催
- ・ 大人への虐待防止研修の開催と普及啓発
- ・ 行政、保育・学校・児童相談所の連携によりリスク把握の強化
- ・ 妊娠期からの伴走型相談支援事業
- ・ こども家庭センターにおける専門的な相談支援体制の強化

⁵ ヤングケアラー…本来は大人が担うような家族の介護・世話・家事などを、こどもが日常的に担っている状態。

基本目標 2 こどもの成長に寄り添う切れ目のない支援の実現

乳幼児期から学齢期、青年期までのこどもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりのこどもや子育てをする保護者の幸せにつながるだけでなく、新ひだか町の将来の担い手を育成するという未来への大切な投資となります。

こどもの心身の育ちや状況にあわせた多様な関わりの中で、必要となる支援が切れることがないように、真摯に寄り添った教育・保育環境と多様な活動・体験機会の提供を進めます。

主要施策（1） 切れ目のない支援体制づくり

▷現状と課題

本町では、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するため、母子保健と児童福祉を一体的に推進する拠点としてこども家庭センターを設置し、相談支援体制の充実を進めており、妊娠期の相談支援、乳幼児健診、子育て支援センター、保育所・認定こども園、学校、福祉部門（生活困窮、障がい福祉等）など、関係機関が連携しながら、支援が必要な家庭への対応を行っています。

また、児童虐待の未然防止・早期対応の観点から、要保護児童対策地域協議会（要対協）等の枠組みを活用し、関係機関による情報共有と支援を進めています。

一方で、家庭の課題が複雑化・複合化する中で、支援が必要な家庭ほど制度や相談窓口につながりにくく、結果として支援が途切れやすい状況がみられます。

特に、妊娠期から乳幼児期、就学期、思春期といったライフステージの節目において、支援の引継ぎが十分でない場合や、家庭が孤立することにより支援の継続が困難となる場合があります。

▷目指す方向性

こどもや家庭が抱える課題の多様化や複雑化を踏まえ、予防・早期把握・伴走型支援・多機関連携を柱として、ライフステージの移り変わりにおいても切れ目のない支援体制の構築を進めます。

その中核として、こども家庭センターを中心に、母子保健と児童福祉を一体的に推進し、妊娠期から子育て期に至るまで、必要な支援を適切なタイミングで確実に届ける体制を整備します。

また、支援が必要な家庭ほど支援につながりにくい実態を踏まえ、家庭の状況に応じて支援が届くよう、アウトリーチを強化し、関係機関が共通理解のもとで継続的に支援できる仕組みを整えます。

〔具体的施策〕

- ・ 幼保小中高、関係機関による連携体制の確立

〔主な事業〕

- ・ 相談窓口の中核となる「こども家庭センター」の普及啓発と相談体制の充実

- ・行政、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、福祉機関の連携による支援体制やリスク把握の強化（合同研修会の開催など）
- ・ライフステージの変化（保育所・幼稚園、小中学校、高等学校など）に合わせた「つなぐシート」の共有化
- ・児童発達支援センター機能の拡充による支援者支援の充実

主要施策（２） 幼児教育・保育環境の充実

▷現状と課題

本町では、保育所・認定こども園等の教育・保育施設を中心に、就学前のこどもに対する教育・保育の提供体制を整備し、保護者の就労と子育ての両立を支援しています。

また、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、各施設において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に基づき、こどもの育ちを支える幼児教育の充実に取り組んでいるところです。

近年、家庭環境や就労形態の多様化により、延長保育、一時預かり、低年齢児保育等へのニーズが高まっているほか、発達特性のあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもなど、個別の配慮を要するケースへの対応も求められています。

このため、教育・保育の「量」の確保に加え、ニーズに対応するサービスの充実やこどもの育ちの保障に資する「質」の向上、安全・安心な保育環境の整備、専門人材の確保が重要となっています。

▷目指す方向性

こども一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で切れ目なく重なりあいながら多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、柔軟な幼児教育・保育環境の構築やサービス拡充を目指します。

また、こども家庭センター、教育委員会、幼保小の連携体制を強化し、相談支援体制の連動と就学に向けた支援の充実と適切な情報共有を推進していきます。

〔具体的施策〕

- ・ 幼児教育・保育の充実

〔主な事業〕

- ・ 保育研修環境の強化や巡回支援の検討
- ・ 保育人材の確保に向けた奨学金返済助成等の経済的支援の充実
- ・ 幼保小連携による就学支援の強化（つなぐシートの活用）
- ・ こども誰でも通園制度の実施と普及
- ・ 子育て支援センター機能の拡充

主要施策（3） こどもの生きる力を育む教育の充実

▷現状と課題

急速な少子高齢化を始め、これまで経験したことがない不透明な時代において、生成 A I を始めとする高度情報化や国際情勢の変化に伴うグローバル化の波が日常生活にも及び、従来の知識や常識では対応が困難な時代になりつつあります。

また、児童生徒数が減少する一方で、不登校児童生徒や特別な支援を必要とするこどもは増加傾向にあります。

▷目指す方向性

児童生徒が先行き不透明な未来社会を生きていく上で必要な資質・能力を確実に身に付けるため、学校、家庭、地域及び行政が一体となった教育活動を推進します。

特に、小中学校が連携して学力向上に取り組み、これからの社会を生きるため必要不可欠となる「情報活用能力」の抜本的な向上を図るため、デジタル学習基盤を前提とした教育活動を積極的に推進します。

また、ふるさとへの愛着と誇りを育み、地域の発展に貢献しようとする意欲や態度を涵養するため、地域の教育資源を有効に活用することにより、体験的に深く学ぶ「ふるさと教育」の充実に努めます。

さらに、不登校児童生徒や特別な支援を必要とするこどもに対し、一人一人の個性に応じた学びが提供できるような教育環境の充実に努めます。

〔具体的施策〕

- ・教育の充実と体験教育の推進

〔主な事業〕

- ・「中学校区学力向上推進ブロック」の実践
- ・授業改善を重点とした小中合同研修会や若手教職員を対象とした研修会の充実
- ・デジタル学習基盤を前提とした教育活動の推進
- ・計画的なふるさと教育の実践
- ・望ましい家庭生活習慣の確立を図るための「アウトメディアチャレンジ」等の推進
- ・各学校における「体力向上プラン」の取組や体力向上活動サポーターの活用
- ・特別支援教育支援員の適切な配置と通級指導体制の充実
- ・安全・安心な学校給食の提供と食育の充実
- ・教育支援センター「ステップ」やスクールソーシャルワーカーの設置・運営

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

家庭は子どもが健やかに育つ根幹であり、子育てをする中で生じる不安や負担感を持つ家庭に対する支援の充実を進めるため、子どもと保護者の健康づくり、子育て施策の充実、働き続けることができる環境整備、経済的支援等など、子育て家庭に対する支援を推進します。

また、子育てをする保護者が孤立することがないよう、産前・産後の支援を強化し、妊娠前から妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援の場やその仕組み等の環境づくりを充実させます。

主要施策（1） 子どもと親の健康を守る体制の充実

▷現状と課題

少子化や核家族化により、妊娠期から家族や周囲の支援不足、ひとり親家庭、疾患を有する状態など様々な事情を抱えながら出産を迎える保護者が増加傾向にあります。

ライフスタイルの多様化により育児不安や産後うつ等になりやすくなっており、家庭の状況に応じたきめ細やかな環境づくりや支援方法が求められているとともに、産後ケア事業等のフォロー体制へのニーズが高まっています。

▷目指す方向性

子どもと親が健康を維持し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期から切れ目のない支援を提供します。

また、子どもの成長・発達や健康は、妊娠期から産後までの母親の心身の健康状態や過ごし方の他、環境や家庭内のサポート体制等に大きく影響を受け、妊産婦の抱える不安や悩みも様々で、産後ケアが重要と考えられることから、個々の状況を把握し、包括的に寄り添った支援を進めます。

さらに、医療体制については、町立静内病院の小児科とこれまで以上に連携を強化し、健診体制の更なる充実を図るなどし、切れ目のない支援を行います。

〔具体的施策〕

- ・健康診査・予防接種・健康相談・健康教育の充実
- ・医療体制と情報提供の充実

〔主な事業〕

- ・妊婦一般健康診査、産婦健康診査事業
- ・各種健診の実施（4か月、10か月、1歳6か月、3歳、5歳）
- ・産後ケア事業
- ・医療体制の確保
- ・子どもの健康や安全を守るための情報提供（母子アプリやSNSの活用）
- ・伴走型相談支援

主要施策（２） 仕事と子育てが両立できる環境づくり

▷現状と課題

多様化する保護者の就労形態にあわせて仕事と子育てを両立していけるよう、教育・保育施設の柔軟なサービスが求められます。

また、子育て中の保護者は短時間勤務やこどもの病気等での休暇確保など子育てに対して理解ある職場環境を求める割合が高くなっていることから、多様な働き方が選択できる環境整備が求められています。

▷目指す方向性

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、一人ひとりが、仕事にやりがいや充実感を持ち、その責任を果たすとともに、家庭生活においても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて無理なく多様な生き方を選択し、実現できることです。

新ひだか町においても多様化する保護者のニーズに合わせた教育・保育サービスを提供するとともに、労働者に対するワーク・ライフ・バランスの推進について周知を行い、仕事と子育てを両立できる職場環境を整えていきます。

〔具体的施策〕

- ・働き続けることができる環境の整備促進

〔主な事業〕

- ・保育事業の拡充検討
- ・放課後児童健全育成事業の充実
- ・行政手続きのデジタル化・簡素化（LINEの活用、書かない窓口）

主要施策（3） 子育てに関する協力体制の充実

▷現状と課題

こどもの健やかな成長のためには、子育てを行う家庭や教育・保育機関だけが子育てに携わるのではなく、地域全体で子どもや子育て家庭を支える体制作りなど、子育て環境の整備と充実が大切です。

こども家庭センターを中心に一時預かり事業や親子サポート事業、こども誰でも通園制度等の地域で子どもや子育て家庭を支援する取組の周知や、社会福祉協議会、こども食堂、重層的支援体制整備事業実施事業者など様々な関係機関が連携した支援体制を構築する必要があります。また行政サービスを利用する際に公共施設を訪れる子育て中の家庭に配慮した設備の充実が求められています。

▷目指す方向性

地域の人々に協力していただける事業をこれまで以上に推進していくとともに、関係機関が子どもや子育て家庭の相談窓口としての機能も充実させることで、地域で子どもや子育て家庭を支える機運の醸成に努めます。

また、子育てに関する情報について、町の広報やホームページ、子育てガイドブック等を活用し効果的に広く周知します。さらに、町の公式LINE等のSNSや子育てアプリ等を活用し、必要な情報を必要な方に届けられるよう積極的な情報発信に努めます。

新ひだか町の公共施設においてはおむつの交換台や授乳室の設置など子育て家庭が施設を利用しやすい環境づくりを進めます。

〔具体的施策〕

- ・保護者のリフレッシュや社会活動参加への支援
- ・子育て相談体制の充実
- ・公共施設における子育て支援環境の充実

〔主な事業〕

- ・リフレッシュを目的とする一時預かり事業の充実
- ・親子サポート事業の充実
- ・子育て支援センター事業の充実
- ・児童発達支援センター機能の拡充
- ・子育て短期支援事業の検討
- ・里親拡充への普及啓発活動
- ・子育てガイドブックの充実
- ・インターネット・SNSを活用した情報提供の充実
- ・公共施設におけるおむつ交換台、授乳室、こども用トイレ等の整備

主要施策（４） 少子化対策と経済的支援

▷現状と課題

子育てに係る経済的負担は大きく、少子化が進行している要因のひとつに挙げられます。

こどもと子育て家庭の安定した生活を実現するため、各種の必要な助成を行っていくことに加え、生活困難層やひとり親家庭など様々な面で困難に直面している家庭に対し、食、医療、就業や住宅など様々な支援に早期に対応していくことが求められます。

▷目指す方向性

環境に左右されることなくこどもが安心した生活を送れるよう、生活困難層やひとり親家庭など様々な面で困難に直面している家庭に対する支援を検討します。

また、現在実施している各種助成事業については、必要に応じ制度を拡充しながら、引き続き実施していきます。

〔具体的施策〕

- ・ こどもを育てるために必要な費用の支援の充実
- ・ 安定した生活へ向けた支援

〔主な事業〕

- ・ 不妊治療費等助成事業
- ・ 低所得妊婦初回産科受診料助成
- ・ 妊産婦健診等交通費助成事業
- ・ ごみ袋配布事業
- ・ 高等学校等生徒通学交通費助成
- ・ 子ども医療費助成事業
- ・ 予防接種助成事業
- ・ 就学援助費の支給
- ・ 英語検定料助成事業

基本目標4 こどもと家族を地域全体で支える環境づくり（こどもまんなか社会）

核家族化や地域内でのつながりの希薄化が進むことで、こどもや子育て家庭が地域から孤立することがないように、こどもの育ちを保護者だけに任せるのではなく、関係機関が協力しながら地域全体で支えていく必要があります。

こどもや子育て家庭が、安心して生活できるための適切な支援を受けられるよう、交流の機会や気軽に相談できる窓口を充実させることに努めるなど、地域が一体となってこどもと子育て家庭を支える体制を推進します。

主要施策（1）こどもと子育て家庭を孤立させない、地域支援の充実

▷現状と課題

社会の構造や地域コミュニティの変化、家族形態の多様化など様々な要因が複合的に重なり、こどもが放課後に1人で過ごす場面が多くなっている状況があります。また、スマホやSNS等の普及により、友達や周りの人と直接コミュニケーションを取る機会が少なくなっていることや、直接コミュニケーションを取る必要性を感じない生活スタイルになっていることが要因として考えられます。

こどもや子育て家庭が周りから孤立することなく、安心して子育てを行っていくために、地域での交流機会を充実させることが必要となっています。

▷目指す方向性

地域による子育て支援体制の充実を図り、こどもと子育て家庭の両方を地域で支える環境づくりを目指します。また、家庭における男女共同参画意識を向上していくとともに、それを支える地域の子育て支援の輪を広げるよう努めます。

〔具体的施策〕

- ・ こどもにやさしい地域支援の提供
- ・ 子育て家庭が安心できる環境の充実

〔主な事業〕

- ・ 児童館機能の強化
- ・ 子育て支援センター事業の充実
- ・ 子ども会活動等への支援
- ・ 子育てサークルや文化サークルの活動促進
- ・ 少年団活動への参加支援（少年団バスなど）

主要施策（２）居場所づくり

▷現状と課題

こどもは遊びを通じて自主性や協調性、創造性等を身に付け、心身ともに健やかに成長することから、こどもが自由に遊べる場所や利用できる空間、小さなこどもから小・中学生、高校生、若者が集まることができるような居場所づくりが求められています。

新ひだか町は、児童館や学校施設の開放、スポーツ教室、サークル活動など様々な居場所づくりに取り組んでいるところですが、こどもの発達や成長に応じてこどもが求める居場所は異なることから、「全てのこどもにそれぞれの居場所があるか」という視点を持ち、こどもがほっとできる居場所や学び・遊び・体験・食事などができる環境を整えていく必要があります。また、不登校や虐待など様々な課題から、学校や家庭に自分の居場所を見いだせないこどもの「3つめの居場所」の必要性が大きくなっています。

▷目指す方向性

こどもの成長段階に応じて必要とされる居場所は変化していきます。こども・若者が安心して遊び、学べる環境を確保するため、こどもの居場所の拡充や遊び場の在り方を検討します。また、既存の施設については、こどもにとってより魅力のある居場所となるよう、必要に応じて使用方法や設備を見直す等、環境の充実に取り組みます。

〔具体的施策〕

- ・地域の活動拠点の確保

〔主な事業〕

- ・児童館など放課後の居場所機能の充実
- ・学校施設の地域開放や社会教育施設の活用の推進
- ・こども食堂の支援
- ・安心できる大人と関われる第三の居場所の整備（⁶児童育成支援拠点）
- ・こども見守り体制の充実（⁷C S Wや⁸S S Wによる⁹アウトリーチ機能）

⁶ 児童育成支援拠点…家庭や学校だけでは十分な支援を受けにくい子どもに対し、安心して過ごせる居場所を確保しながら、生活・学習・体験などを通じて育ちを支えるための拠点事業です。

⁷ C S W…Community Social Worker（コミュニティソーシャルワーカー）の略で、地域の中で暮らしの課題（生活困窮・孤立・虐待・障がい・介護・ひきこもり等）を抱える人や世帯に対して、相談支援+地域づくり（つながりづくり）を行うソーシャルワーカーです。

⁸ S S W…School Social Worker（スクールソーシャルワーカー）の略で、学校を拠点に、子ども本人だけでなく家庭・地域・関係機関も含めて調整し、子どもの困りごとを解決する福祉の専門職です。

⁹ アウトリーチ機能…支援が必要なのに相談窓口に来られない（来ない）人・世帯に対して、支援する側が外へ出向いて発見し、つながり、支援につなげる仕組み・働きのことです。

主要施策（3） こども・若者の未来につながる成長と自立の支援

▷現状と課題

こども・若者を取り巻く環境は個人によってさまざまに抱える悩みごとそれぞれ異なっています。また、いくつかの困難が複合的にある場合、解決には多くの機関の連携が必要になります。

生まれ育った環境等によってこども・若者の未来が左右されることのないよう、こども・若者が困難を抱えた時、安心して相談できるとともに支援を受けながら、希望をもって生活していけるよう関係機関が連携し、年齢やライフステージの変容で途切れることのない支援を行う体制を構築することが求められています。

全てのこども・若者が自立して社会に順応できるよう、こども・若者の就労支援に取り組む必要があることはもとより、将来の町の少子化問題を解決していくための、結婚支援や少子化対策にも取り組んでいく必要があります。

▷目指す方向性

ひきこもり状態のこども・若者が相談しやすい窓口の整備や周知を進めるとともに、就労や結婚に不安や悩みを抱えるこども・若者のために就労支援等の相談体制や情報提供の拡充に取り組みます。

〔具体的施策〕

- ・若者に関する相談体制の充実
- ・商工会等と連携した就労支援

〔主な事業〕

- ・こども・若者に関する相談体制の充実
- ・町内企業等の求人情報の提供
- ・商工会等と連携した情報発信の検討

基本目標5 配慮を必要とするこどもの成長を支える支援体制の充実

こどもや子育て家庭を取り巻く状況は多様化しており、配慮を必要とするこどもや子育て家庭は増えています。

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、全てのこどもの権利が尊重され、健やかに成長していけるよう、関係機関と連携を取りながら、配慮を必要とするこどもや子育て家庭が抱える様々な課題を早期に発見し、必要な支援を行うことで、こどもが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

主要施策（1） あらゆるこどもと子育て家庭が幸せに暮らすことができる支援の充実

▷現状と課題

全てのこどもが将来にわたり幸せな生活を送ることができるよう、生まれた環境や抱える課題や困難に関わらず適切な教育と支援を受け、健やかな成長や発達、自立が図られることが求められます。また、こどもとその家族の双方に課題を抱えるケースが増加しており、包括的な支援を必要とする家庭が増えています。

▷目指す方向性

特別な配慮を必要とするこどもと子育て家庭が抱える課題や困難に寄り添い、解決していくために関係機関と連携することで、重層的かつ包括的な支援体制の整備を進めるとともに、一人ひとりの課題や困難の状況に合わせた支援体制づくりを進めます。

〔具体的施策〕

- ・障がいがあるこどもと家庭への支援の充実
- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・不登校や引きこもりへの支援強化
- ・こどもの貧困対策
- ・重層的支援体制の強化

〔主な事業〕

- ・早期療育相談の充実
- ・児童養育相談センターの機能強化
- ・こども家庭センターにおける専門体制の強化
- ・児童発達支援センター機能の拡充
- ・重層的支援体制整備事業の体制強化
- ・学校、教育支援センター、児童育成支援拠点の連携強化
- ・ひとり親家庭への相談体制の充実と医療費助成事業の推進
- ・生活困窮相談体制と支援の充実
- ・就学援助費の支給

第5章 こども・子育て支援事業の推進

1. 第3期子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条により計画策定することが義務づけられており、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示す5年間の計画です。

第3期子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間としています。計画の策定にあたっては、令和6年6月に就学前児童及び小学生がいる子育て世帯に対するニーズ調査を実施しました。その結果や各事業の実績等を基に、第3期の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、町の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「今後の方針」を定めています。

全てのこどもが幸せを感じて豊かに成長できるよう、各事業の見込み量や確保方策を定めることで、身近な地域で質の高い教育・保育、子育て支援サービスを提供します。

なお、計画の具体的な内容は別冊「第3期 新ひだか町子ども・子育て支援事業計画」のとおりです。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、こども分野だけでなく保健・医療・福祉・教育・就労など多岐にわたる分野が関連するため、関係部局との連携調整を図りながら総合的かつ円滑に各施策（事業）を推進します。

こども・若者の権利を保障するまちにしていけるためには、行政の力だけではなく、こどもの成長と家庭の環境づくりを地域で支えるなど関係機関との連携・協働が不可欠です。こどもの保護者や家族、先生、支援者や周囲のおとな、学校や居場所、地域社会や文化、社会環境等が、相互に影響を与えあい、こどもにとってよりよい環境が保障され、それらの中でこども・若者が育っていくことが大切です。

2 計画の管理体制

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者（保護者）や支援者、保育・教育関係者等から構成する「新ひだか町子ども・子育て会議」において必要な事項や施策の審議を行いました。

計画策定後は、各施策の進捗状況を評価、検証し、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、青年期まで切れ目なく総合的な視点により、P D C Aサイクルの流れに沿い、継続的に進行管理と適切な見直しを行います。

なお、点検・評価の結果については、広く公表してまいります。